

病院・診療所の 立入検査について

(医療法第二十五、六條の解釈)

医療法第二十五條及び第二十六條の病院診療所の立入検査並に医療監視員の解釈について厚生省医務局長は七月三十日附で都道府縣知事宛に左の通牒を發した。

医療法第二十五條と第二十六條との關係に關する件

標記の件に關し若干疑義を持つ向きがあるようであるが、左記のように解すべきものであるので、御了承の上關係の向に徹底せられたい。

一、医療法第二十五條により病院、診療所又は助産所に立ち入り検査をする当該吏員と、同法第二十六條により都道府縣の医療監視員とは、必ずしもその範囲が一致するものではなく、第二十五條の当該吏員中、特に施行規則第三十二條に該当する者を医療監視員に任命し、法第二十五條の立入検査は原則として医療監視員に行わせるべきものとしているのであるが、医療監視員に事故がある場合その他特に必要がある場合等には、医療監視員でない当該吏員に立入検査をさせることができる。

二、法第二十五條に規定する当該吏員については、医療法施行規則第三十一條により、その身分を示す證

票の様式が定められているが、医療監視員の身分を示す様式については特別の規定はないので、医療監視員が立入検査をするに当つても当該吏員の證(規則第三十一條所定)を携行すべきである。

唯し医療監視員の携行する證票については、規則第三十一條所定別記様式第四中の氏名欄の、例へば上方に、医療監視員なる旨を附記するのが適當と考える。

右の病院、診療所の立入検査について和歌山縣医師会長から日本医師会長宛て次のような質疑があつたので、日医では厚生省の意向を確め次の通り解答した。

(質疑) 1、法第二十五條の規定によれば当該官吏若しくは吏員は同條第二項の身分證書(医療法施行規則第三十一條に示す)を携帯すれば病院、診療所に立ち入り検査をする事ができる様になつているが、此の場合には必ず法第二十六條第一項、第二項の規定により都道府縣知事が命令した医療監視員でなければならぬと解釈するがどうか。

二、或る説によれば法第二十五條の規定は当該官吏又は吏員は身分證書を携帯すれば医療監視員たる資格がなくとも病院、診療所に立ち入り検査をする事が出来得ると解釈する向があるが、之が正しいか、若しこの

説が正しいとすれば法第二十六條第一項、第二項は空文に等しいと思うがどうか。

(解答) 立入検査をするのは、原則として医療監視員であるが医療監視員だけでは、多大の不便を生ずる事もあるので、法第二十五條の規定により当該官吏又は吏員は身分を示す證票を携帯すれば、医療監視員たる資格がなくとも病院、診療所に立入検査する事が出来る。即ち医療監視員は施行規則第三十二條に示す通り、医療に關する法規及び病院、診療所又は助産所の管理について相當の知識を有するものでない出来ないものである。

例をあげて具体的に言うと、假に厚生省の場合は、医療監視員に医務局長、同次長、同課長、その他精通せる技官、事務官等で、数については自ら制限がある。故に検査の時に併せて会計検査等を行う場合、会計事務に精通せる者でないとは不明であるので、この時は会計官證票を携帯させて検査官にするとか又は立入検査の場合、医療監視員では人員に不足を生ずる時は、適当な官吏に證票を持たせて検査を行うとか、又は医療監視員が多忙のため或は病氣等の爲め立入検査を行う事ができない場合も考えられるので、此の場合は證票を持った官吏又は吏員は、検査を行う事ができると言ひ誤である。